

第 74 回国民体育大会高萩市環境衛生対策実施要領

1 目 的

この要領は、第 74 回国民体育大会高萩市環境衛生対策要項に基づき、大会における環境衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施業務

(1) 競技会場等の美化

ア いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、地域住民、民間団体及び関係団体等の協力を得て、競技会場及びその周辺の清掃を行うとともに、ねずみ、衛生害虫等の発生防止を行う。

イ 競技会場及び練習会場（以下「競技会場等」という。）にごみ箱の設置を行うとともに、定期的な清掃を実施する。

ウ 競技会場等の公衆トイレ（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。

エ 噸煙可能な競技会場等においては、たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、また、受動喰煙の防止に考慮した場所を選定し、指定喰煙所を設置する。

(2) ごみの減量化及びリサイクルの推進

ア 競技会場では、高萩市が定めるごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努める。

イ 競技会場等で発生したごみは、必要に応じて清掃業者へ収集運搬業務の委託を行い、適正に処理する。

ウ 一般観覧者については、ゴミの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

(3) 宿泊施設における衛生対策

実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、宿泊施設に対し監視指導を行うとともに、衛生意識の啓発を図る。

(4) 飲料水の衛生対策

ア 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。

イ 実行委員会は保健所等の関係機関に依頼し、競技会場等及び宿泊施設の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断水等の不測の事故に対処するための給水体制の整備について、水道事業者に要請する。

3 その他

この要領の定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。